

## 緊急時見舞金のご案内 [令和5年度]

令和5年度の緊急時見舞金の給付につきましては、以下のとおり実施いたします。

下記支給要件に全て該当されている方は、申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付し、「交通遺児等育成基金 支援給付事業係」まで郵送にてお送りください。

### 1 支給の要件 (※以下(1)～(4)全てに該当すること)

- (1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡  
または、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭であること
- (2) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること
- (3) 義務教育終了前の子弟がいること
- (4) (1)～(3)に該当し、さらに当該世帯のご家族が死亡あるいは重度の後遺障害者となった場合、または災害等により家屋等に甚大な被害を受けたとき

(※1) 重度の後遺障害：自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

2 支給金額 一家庭につき 5万円～10万円

3 締め切り 締切期限はありません。随時受付。

4 支給日 支給決定後、速やかに支給。

### 5 必要な提出書類

(1) 緊急時見舞金支給申込書(当法人所定のもの)……1通

※ 令和5年度に越年資金の給付を受けた方は、生計困窮状況などの各種証明書の添付は必要ありません。

(2) 申込事由を証明する書類は必ず添付してください。

① 扶養者死亡の場合・・・死亡診断書等のコピー

② 後遺障害の場合・・・認定された後遺障害の程度又は等級が分かる書面のコピー

③ 家屋等被災の場合・・・り災証明書等のコピー(半壊以下の場合は、被災状況の分かる写真や火災保険等関係書面)

## 越年資金受給者

### 6 申込書等の送付先及びお問合せ先

住 所：〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

担 当：(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業 係

メール：[info1@kotsuiji.or.jp](mailto:info1@kotsuiji.or.jp)



(メールお問い合わせ用QRコード)

電話等：TEL(フリーダイヤル) 0120-16-3611 / FAX 03-3237-8931

受付時間：9時～17時(土日、祝祭日を除く)

※ 送付宛先(以下切り取ってご利用ください。)

〒102-0083

東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係